

令和 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 8 号

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定め
る条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項各号列記以外の部分中「指定都市」の後ろに「もしくは
同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、放課後児童支援員の資格に関する規定を整備するため